

令和3年度第4回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和３年度第４回定例松本市教育委員会会議録

令和３年度第４回定例松本市教育委員会が令和３年７月２９日午後３時００分教育委員室に招集された。

令和３年７月２９日（木）

議 事 日 程

令和３年７月２９日午後３時００分開議

第１ 開 会

第２ 教育長挨拶

第３ 議 事

[議案]

第１号 松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱について

第２号 松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

[報告]

第１号 学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

第２号 史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について

第３号 松本市立博物館分館の臨時開館について

第４号 松本市博物館協議会の答申について

[周知]

１ 「2021 年 夏休み まつもと子どもクイズ～学ぼう旧開智学校～」の放送について

[その他]

教 育 長 伊佐治 裕 子

〔出席委員〕

教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	橋 本 要 人
〃	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学校支援センター長	高 野 毅
生涯学習課長 兼 中央公民館長	高 橋 伸 光
中 央 図 書 館 長	小 西 え み
文 化 財 課 長	竹 原 学
博 物 館 長	木 下 守
学校支援センター主任指導主事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	三 澤 良 彦
教育政策担当係長	小 澤 弥 生

開会宣言 午後３時００分

伊佐治教育長は令和３年度第４回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻が過ぎましたので、ただいまから令和３年度第４回定例教育委員会を開催いたします。ここのところコロナウイルスの感染者数がゼロで推移していたんですが、昨日は５人ということで東京の状況も鑑みますと大変心配な状況になっております。ただ、昨日の新聞報道でご覧になったと思うんですが、ようやくワクチンの見通しがついてきたということで若年者の方も含めたワクチン接種の見通しが示されました。具体的には、１２歳から１５歳も含めて受験生などを中心に、今後の活動に支障をきたさないよう希望する方には打てる状況を作っていこうという方針で進めています。

そんな中、先日ご紹介しました教職員の職域接種が、当初の目的ですと先行してやっていきたいということの趣旨で申し込みをしたわけですが、モデルナ社製のワクチンの供給量が間に合わないということで、最新の国からの通知では８月２３日の週から多くの希望している会場で接種を始めていただくことができるということです。開始ができる３週間前には正式な通知が来ることになっていますので、来週ぐらいに連絡が来ればうれしいなと思っているところですが、教職員の職域接種は土日を使って、市立病院の協力を得て行うことになっていますので、一番早くて２８日からになってしまい、当初は夏休み中を使ってと思っていたのが、夏休みが終わってしまいますが、この予定で進めていきたいと思っております。

皆さんももう予約はされましたか。

橋本委員 私は接種が２回とも終わりました。

教育長 私も予約はできました。

佐藤委員 私も介護職の関係で１回目が終わりました。

福島委員 大学で職域接種が８月中旬から始まるみたいです。

教育長 熱が出るという例も聞いてますので、体調管理に気をつけていただきたいと思います。

署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員は、橋本委員と福島委員です。お願いいたします。

それから、会議録ですが、大変申し訳ありません。もう少しお待ちください。

前半いろいろなことが重なりまして、担当も大変苦勞をしております、次回には確認をしていただくことができるかと思いますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

議案審議

教育長 それでは、議事に入ります。本日の案件は、議案 2 件、報告 4 件、周知が 1 件です。

 なお、前回の定例教育委員会で次回、もう一度確認をしてもう一度お諮りし直すといった案件がありました。学校教育課の県教委の人事に関わる覚書の取り交わしについて。それから、結核対策委員会を結核に限らず感染症全体にできないかというご意見があった点、これについて合わせて議案第 1 号が終わった後、説明をさせていただきたいと思っております。

< 議案第 1 号 > 松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱について

学校支援センター長 議案第 1 号「松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱について」説明

教育長 それでは、ご質問、ご意見お願いいたします。

 よろしいですか。それでは、8 月 31 日に今年度第 1 回目の調査委員会があるということです。

 また、終わりましたらどんな内容で、どんなご意見があったかというようなことを併せて報告いただけるとありがたいと思います。大事な委員会になると思いますので、お願いいたします。

学校支援センター長 はい。

教育長 それでは、次の案件に行く前に、前回の積み残しになっている 2 つの案件について、引き続き説明をお願いします。

 内容は、前回、6 月の議案第 2 号「長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて」です。

 これについて橋本委員からご意見がありました「等」というところですかね。その箇所も含めて高野センター長説明をお願いします。

< 第 3 回定例教育委員会 議案第 2 号 > 長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

学校支援センター長 議案第2号「長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて」説明

教育長 2か所ご意見があったことについての説明でありました。

まず、確認ですけれども、別紙2の覚書のところの、「1(4) 教員について」というところで、橋本委員からご意見がありました工の「長期在職者の異動については校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し適切に対応するものとする」と、ここでは長期在職者ということが特記されているんですけれども、このほかに課題のある教員ということでしたよね。処分を受けた教員、こういった方についても一定の配慮をしてもらわないといけないのではないかという、そのことが一緒にここに盛り込まれるべきではないかというご意見だったかと思います。

これについて、そのことは県教委に確認したところ、イの「十分に連携を図るものとする」の中に含まれるということだそうです。

そして、確か長期在職者の異動を特別に書いているのは。

学校支援センター長 説明させていただきます。

毎年出される人異動方針の中に、1校における在任期間は原則として8年を限度とするとあります。ただし、学校、地域の実情等を総合的に勘案し適正に対応すると明記されております。

ということで、その点も含めて十分連絡を図るということになります。

教育長 8年を超える方についても、柔軟に対応することができるということをここに書くためにということによろしいですかね。

学校支援センター長 はい。

教育長 それと、もう1点確認ですが、次のページの「2 連絡の方法について」の「(2) 特に連絡をする機会」ということです。「この際の市町村教育委員会の出席者は、原則教育長とする」というところが、変わる前は、原則がなく教育長とするだったと。

学校支援センター長 元年度まではそうです。

教育長 それが、教育長ではない場合も認めてほしいという、市町村から要望があったって原則が入ったということだそうです。

以上の説明であります、いかがでしょうか。ご意見、ご質問ありましたら。橋本委員、何かあれば。

橋本委員 いや、ないです。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これについてはこの内容で承認いただいたということで、早速県教委と取り交わしをしてきたいと思います。

私も今回教育長として人事に携わるのは初めてになりますが、赤羽前教育長からもお話がありましてとおり随時教育委員の皆様にはご報告、ご相談をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは続きまして、前回の確認ということで、「松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を結核に特化している理由も含めて説明をお願いします。

< 第3回定例教育委員会 報告第3号 > 松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について

学校教育課長 報告第3号「松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について」説明

教育長 ただ今の説明について、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

橋本委員 確認ですが、この結核対策委員会をここで設定するわけですが、コロナに対しては感染症対策専門会議の中の子ども教育部会のところで十分カバーできるという、そういう判断ですね。

学校教育課長 医療的なところは医療福祉部会でカバーできますし、子どもに関する部分については子ども教育部会で審議をさせていただくという形になってございますので、カバーできると思います。

橋本委員 できるわけですね。

学校教育課長 はい。

橋本委員 今、ご説明があった2ページ目の(2)にある「精密検査が必要な対象を見つけること」、それから「季節性の感染症ではない」、これは2つともコロナに当てはまりますよね。

学校教育課長 はい。

橋本委員 法律を根拠にすると対応が遅れるんですよ。だからどうしないといけないというつもりはないですけど、今一番目が向いているのは、学校現場においてもコロナですね。だから、そこのところについて落ち度がないような対応だけ

はっきりお願いします。その点だけです。

教育長 ほかにご質問がありましたらどうぞ。よろしいですか。

はい、ありがとうございました。この件については報告を受けたこととします。

それから、もう1点、前回積み残しになったということで確認をさせていただきたいんですが、松本市文化芸術推進基本計画の策定に当たって市長から求められた教育委員の意見ということで、事前に皆さんからいただいたご意見をまとめて事務局のからメールで確認をさせていただきました。最終版ということで提出させていただきましたので、それについてもご了承いただきたいと思います。

それでは、元の議案の第2号に戻りたいと思います。

<議案第2号> 松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

生涯学習課長 議案第2号「松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について」説明

教育長 はい、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ありますか。

小柳委員 資料の中に、公民館委員制度というのがありますが、分かりやすくその内容を教えてもらえますか。

生涯学習課長 公民館運営審議会委員は、今、ご説明させていただいたとおり法に基づく審議会ということで、こちらは公民館長の諮問機関になっています。一方、公民館委員は、松本市独自の制度になりまして、もともとは公民館が全国に設置を進められた際に、当初、専門部というのが、それぞれの村の公民館に体育部とか図書部とかありました。それが発展して委員会という形になったという歴史があります。

松本においては合併時にそういうようなことがあって、それを昭和39年だったと思いますけれども公民館委員という形の制度にして、条例施行規則で定めております。ですので、地区公民館において、公民館長が委嘱をするということで、公民館運営委員とか、館報編集委員、体育委員とか、それぞれの部門ごとに委員を委嘱しています。公民館運営委員会というのが、恐らく地区においてはこの公民館運営審議会と同じような役割を持って活動をしているという状

況です。

教育長 それは、各地区公民館に位置づけられる、いろいろな専門的に担ってもらう
委員さんということですかね。

生涯学習課長 そうということです。

小柳委員 ありがとうございます。

教育長 合併って昭和の合併ということですか。

生涯学習課長 はい、昭和の合併ですね。

教育長 私から質問いいですか。この社会教育の松本ＢＢＳ会というのは、どういう
団体ですか。

生涯学習課長 これはですね、罪を犯してしまった青少年の社会復帰を支援する団体になり
ます。この方はこの団体に所属をして、ボランティアをされています。そのほ
かにも地域づくりインターンといった若い人たちの視点も含めて支援をしてい
る団体でございます。

教育長 年に何回くらいやっていますか。

生涯学習課長 予算上は年に３回を予定していますが、公民館運営審議会ですので、その都
度研修会といったところにも出席いただいたりとか、あるいは委員さん自らも
う少し集まろうというような声もあったりしたので、うまく予算も使いながら、
この会にとどまらず、できる限り多くやっていければと考えております。

教育長 私ばかり聞いて申し訳ありませんが、諮問機関ということで中央公民館長の
諮問に答えて答申するということだと思っんですが、直近の答申はいつ頃でど
んな内容でしょうか。

生涯学習課長 直近では、かなり以前でございまして、諮問があったのが２０００年頃です。
だからもう２０年ぐらい諮問されていなくて、一時期諮問しようとしたんです
けれども、うまくつながりませんでした。ただ、諮問がないときでも提言書を
提出してもらうなど活動をしています。

教育長 もし提言書が出されたら、教育委員にも報告を。

生涯学習課長 教育委員会にも報告させていただきます。

教育長 ほかに。よろしいですか。

はい、それでは議案第２号は承認することとします。

議案はこれで終わります。今回、委員の委嘱が重なりますが、確認ですが、
条例設置の正式な松本市の附属機関としての審議委員は議案ということでお諮

りをしております。そして、設置要綱等で設けている委員については報告とさせていただきますので、お願いします。

< 報告第 1 号 > 学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

中央図書館長 報告第 1 号「学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について」説明

教育長 8 月に開催予定ということです。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

福島委員 3 点あるんですが、まず公募による市民の方 2 名ということなんですが、今回応募があった全体の数を教えてください。

中央図書館長 応募は 3 名でした。

福島委員 3 名。任期が 2 年ということですが、これ再任を妨げないということだと思わうんですけども、この上限というのはあるんでしょうか。

中央図書館長 任期に関しては、特に定めてはございません。

福島委員 そうすると、名簿案に再任と書かれているんですけども、一番長い方では何年されて何期目ですか。

中央図書館長 子ども読書活動推進委員会自体が第 2 次ですので、委任については 2 期目になります。

福島委員 最後の質問ですけど、司書の方が入っているんですが、図書館の関係で専門の、例えば前のこの委員会ではなかったと思うんですけど、松本大学の伊東先生であるとか、あとその前の篠原先生であるとかそういった図書館に非常に詳しい方というのはこちらには入ることはないのか。ほかに、この中にそういう方は入っているんでしょうか。

中央図書館長 この委員の中に図書館に直接関係している方はいらっしゃらないです。

福島委員 分かりました。以上です。

橋本委員 質問ですが、名前自体が学都松本と頭についていますよね。単なる子ども読書活動推進委員会でもよさそうだけれども、学都松本と入っています。今までやったこの委員会で学都松本を意識した具体的な議論は出ていますか。

中央図書館長 私はまだ、この会議に出たことがございませんので、今ここではっきりと申し上げることできないんですが、ただ、学校との連携はもちろん重大課題でありますので学校司書と図書館の司書との連携はしていると思います。

橋本委員 といいますか、上位概念として先般から教育大綱の議論が始まって、今、教育振興基本計画の議論もしているわけですよね。その中で学都松本のいろいろ

な反省や、今後、学都松本をどう「シンカ」させていくかという議論がされていて、とりわけ今、学都松本というのが改めてスポットライトが当たっているので、わざわざ委員会に学都松本と入れるのであれば、今後策定される教育大綱なり、教育振興基本計画の学都松本というものを踏まえた推進委員会の進め方というのが、求められるのではないかと思います。そういう意味でこの委員会においても学都松本について委員の皆さんと十分議論を重ねていただきたい。ただ単に子ども読書活動推進委員会ではなくて、松本らしさということはこの委員会の中で反映させるようなご努力をお願いしたいと思います。

中央図書館長 はい、分かりました。

教育長 ほか、何かございますか。

関連ということでご報告ですが、以前、教育委員の皆さんにお諮りをした図書館のこれからの計画について、この前市議会議員の皆さんに「松本市図書館未来プラン」ということでお諮りをしました。議員の皆さんからは、松本市の図書館は分館をたくさんつくって活動もやってきたけれども、一步ここでとどまって、未来の図書館ネットワークサービスがどうあるべきかということをもう少し大胆に見直してほしいというご意見が多数出ました。今年度内に計画を策定していくということで、皆さんにはご報告したんですが、議員さんたちのご意見がもっとじっくり松本市の図書館を分析して、今後、未来に向けて、今の橋本委員のご意見に関連すると思うんですけども、松本市にふさわしい図書館サービスがどうあるべきかということを根本から議論してほしいというご意見がありました。部長から、今年度内の策定にこだわらず、必要な改修はやっていくけれども、もう少し時間をかけて策定していくことも検討していきますとお答えしておりますので、また改めてそのことについては図書館が策定スケジュールを練り直し、委員の皆さんにはご報告していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号は、承認することとします。

また、どんな議論がされたかということをおの意見も参考に報告していただきたいと思います。

< 報告第2号 > 史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について

文化財課長 報告第2号「史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

用意いただいた小笠原氏城跡についてのパンフレットは、一昨年作ったときに説明はしていますか。

文化財課長 すみません、当時の教育委員会で配布をおそらくしていなかったと思います。

橋本委員 ええ、これ初めてですけど、つくるとい話は聞きましたね。

文化財課長 はい。史跡指定記念行事で、春風亭昇太師匠をお招きしたときに会場で配布しました。今、小笠原氏城跡のことで一番コンパクトに知るパンフレットは、これが唯一でございます。文化財課で無料配布しておりますので、ご要望等ございましたらご用意したいと思います。

橋本委員 1つだけいいですか。

私も大体月1回ぐらいこの林大城に散歩コースで行くんですけど、この金華橋の登り口のところは、棒看板が立っているだけで、歩いたらどれぐらいの距離でどれぐらいの時間がかかるのかということや登り口だということがもう少し目立つように案内があるといいと思います。上のほうには、ここがどういう史跡であるという看板がいくつかあるんですけど、入り口のところに初めての人もぱっと行けるようにあるといいと思います。

それから、金華橋の登り口じゃなくてその横のほうに、何とかの岩という景勝地の紹介看板がありますよね。

文化財課長 はい。まず今ご指摘いただいた所要時間ですが、確かに入り口のところに看板としてお示ししてないので、その点については別途検討して、お示ししたいと思います。前回この会議のときにお配りした山城マップには、区間ごとの所要時間が書いてありますけども、あれを見なければ分からないような形になっていますので、そこは見直したいと思います。

橋本委員 林小城のほうは、もっと分かりにくいですね。

文化財課長 はい。私どもが設置した看板がございますので、そこに何らかの形で情報をお示しできるように早々に取り組みたいと思います。

それとその景勝地のお話は、「岩ノ鼻」というところだと思います。もともと明治の初め頃までは、あそこまで岩が突き出していて、それが薄川の流れを妨げていて、それがもとで洪水がよく起きたとされています。そんなことで地元と協力して立てたものでございます。

橋本委員 私も全然知らなかったんですけど、歩いているとグーグルマップにここに史

跡があると出てきて見に行きました。

文化財課長 史跡巡りだけでなく、健康づくりにもほどよいコースになっていますので、いろいろな活用方法があるかと思います。また、多角的な視点で保存活用計画の中に盛り込んでいければと考えております。

教育長 保存活用計画をつくった後、今のような、より山城を知っていただくための整備には補助がありますか。国の補助金を取り込んで整備ができるということですか。

文化財課長 国の示した指針に基づいて進めていますので、今回の保存活用計画もそうですが、国庫補助事業として取り組んでいます。今後の整備も基本的には国庫補助事業として取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤委員 私がこの場所に家族で行くたびに、駐車場の問題が常にあると思っていてですね、どうしても駐車スペースがなくて、今このパンフレットを見て教育文化センターや針塚古墳の駐車場が想定の駐車スペースになっているんだということが分かりました。できるだけ近くまで行ける駐車スペースを探そうと思ってもなくてなかなかなくて、ともすると違法駐車や近隣の住民の方々に迷惑をかけることになりかねないので、あわせて駐車場の整備もぜひセットで進めていただきたいと思います。

文化財課長 はい、ありがとうございます。もとより大きな課題として認識しています。駐車場の問題につきましては地元の協力団体であります林古城会さんですとか、あるいは林町会さん等とも相談しながらふさわしい場所を見つけて、ぜひお互いに案を出し合って確認しながら解決を図ってまいりたいと思います。

教育長 大事なことです。それも整備の中で計画していただければと思います。

文化財課長 はい、課題として挙げていきたいと思います。

橋本委員 あれ、大嵩崎のほうが車は止めやすいですね。あそこまで車で上がること自体が大変だけど。

文化財課長 そうですね、少し道が狭いですがけれども奥のほうとかですね、登り口の近くに結構遊休地とかありますので、できればいいですがけれども。

教育長 ほかによろしいですか。

では、報告第2号は、承認することとします。

文化財課長 すみません、1つ別件で簡単なご報告だけさせていただきたいと思います。市の懸案事業であります南・西外堀復元事業に伴いまして、南外堀の輪郭線を

確認する試掘調査について、来月をめどに文化財課で着手したいと考えております。現在、担当が具体的な場所や体制など詳細を計画中でございますが、8月に入って準備が整い次第開始ということで進めております。

教育長 結構深くまで掘るんですね。

文化財課長 はい。堀のラインが外堀側の内環状線側は既に確認済みですけれども、内側はどこに堀と土塁との堺があるかということがまだ確定してないものですから、それをトレンチ調査によって確認するというのが目的でございます。具体的にどこまで、どの程度ということにつきましては特に史跡内での調査になるものですから、文化庁や松本城整備研究会に指導を受けながら少しずつ進める予定でございます。

教育長 はい、分かりました。

教育長 試掘は、暑い中ですので体調などに気をつけていただいて、成果が出たらまた皆さんにご披露できる機会をつくっていただければと思います。試掘だからあまり。あまり見てどうこうということはないですか。

文化財課長 そこは何とも言えませんが、内容は、こういった史跡の試掘の場合は、どちらかというと地味な内容になりがちというのは常でございます。

教育長 はい、分かりました。それではよろしくお願いします。

< 報告第3号 > 松本市立博物館分館の臨時開館について

博物館長 報告第3号「松本市立博物館分館の臨時開館について」説明

教育長 ご質問ありますでしょうか。

橋本委員 これはこれでいいですけど、停止条件を決めておきませんか。例えば、今はこのとおり決めたけど、松本地区がレベル3とか4になったら取りやめるとか。

教育長 この臨時開館をということですか。

橋本委員 そうです。ここで決定したら、レベルがいくつになろうがやるんですかということです。どうしてもということではないですけど。

博物館長 この案件に関して停止の条件をつけるということではなくて、博物館だけではなく、市全体で判断をしなければいけないことだと思うので、感染が著しく拡大をして、こういうことは不適切だということであれば博物館も含めてですけど、市の中でまたしかるべき対応をしていくということだと考えています。

教育長 そうですね、そうなれば博物館に限らずほかのところも。

博物館長 美術館とかお城もうそうですし、足並みをそろえながらということかなとは思いますが。

橋本委員 それは、コロナ対策本部会議に一任するみたいな感じですか。それとも自分たちが運営しているところは、その会議に対して停止条件をあらかじめ決めていただけないかという問題提起をしないのですか。要するに、その委員会に対してどういうスタンスで臨むのかということです。待ちのスタンスで臨むのか、それともこういうことを決めたいけれど、美術館は今閉館中だからいいけど、いくつかのレベルになったらどうするかというのは、いくつか教育委員会の施設で図書館も含めてまだ決まってないでしょう。

教育長 5月の感染拡大の時にはそこまで至らなかったんですけども、昨年度中の感染拡大、1月ですとか、春の時には、教育施設が休館に至った判断があると思います。あのときと条件的にはワクチン接種が終わって、状況が変わってきていると思いますが、今後も2週間ぐらいの状況の中で、急激に拡大をするというようなことになったときには、対策本部会議が開かれます。教育委員会としても博物館は、お城などと連動していくということになると思います。このことについては拡大を広げてしまうことがないように予防的な措置も考えていかなければいけないと思っております。

それから、この臨時開館の目的は、帰省をした方が観覧できるようにということですけども、帰省される方の人流がどういう影響を与えるかということは注視していく必要があると思っています。

いずれにせよ、市の対策本部会議の中で歩調を合わせて考えていきたいと思っております。

橋本委員 東京都では、県をまたぐ移動は控えてくださいと言っているけど、県外ナンバー多いですね。申し訳ないけど、例えば、松本城でも県内の方だけにしてくださいというように、本当はそれぐらいのこと考えないといけないんじゃないかという気が個人的にはしています。だから、教育委員会から問題意識を持って本部会議に提案するぐらいの気持ちを持っていただければと思います。

博物館長 去年の対応では、緊急事態宣言が出ている地域の皆さんはご遠慮くださいというような表記は入り口にしていました。それを確認するまではさすがに手続上なかなか煩雑になるのでしてありませんでしたが、そういうようなやり方は1つあるのかなということで、帰省といっても緊急事態宣言が出ているような

ところだけではなく、それ以外のところから松本へ帰ってくる人たちもいるということです。そんなことも含めて規制ということは緊急事態宣言限地域に限っているわけではないということをお伝えしたかったです。

教育長 分かりました。

一時期ありましたよね。緊急事態宣言が出てる地区からの入場者についてはということ。いつ頃でしたっけ。

博物館長 昨年の春の休館が終わった後、開館をするときにそういう表記をしておりました。その後ずっと続けてました。

教育長 いつ頃まで続けて。

橋本委員 受付の人とかもそういう意識を持っているかどうかなんです。みんな気が緩んで、緊急事態宣言を出しても東京都は全然人流が減らなくて、多分3,000人、4,000人になってしまうと思います。私はワクチン接種が2回終わりましたが、デルタ株は分かりません。少しでもデルタ株の蔓延を抑えるような努力はいろいろなところでやっていかないといけないので、緊急事態宣言が出ている地域だけの問題ではなくて、事前にそういうことを議論すべきで、早め、早めに対応を取らないと全部後手に回ってきていますから。幸いにも松本は感染が遅れているわけだから、早め、早めに手を打つようなことを考えないといけないタイミングだと私は思います。

教育長 おっしゃるとおりだと思います。私も一番心配しているのは、夏休みが終わって、2学期が始まる時期に、ピークが来るということです。前もって対策を考えておくということを改めて相談していきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、報告第3号は、承認することとします。

< 報告第4号 > 松本市博物館協議会の答申について

博物館長 報告第4号「松本市博物館協議会の答申について」説明

教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。また条例の案、一部、先ほどの管理について、指定管理ということも想定をしているとのことですので、また動きがあったらその都度報告をお願いします。

博物館長 はい。

教育長 それでは、報告第4号は、報告を受けたこととします。

教育政策課長 すみません。周知事項に入る前に、先ほど議案第2号で公民館運営審議会委員の関係で議論いただいたんですけれども、その中で教育長から直近の諮問答申はいつというご質問がありまして、生涯学習課長から2000年頃ですとお答えしたんですが、訂正をさせていただいて、2013年、平成25年が直近だそうですので、すみません、訂正ということでよろしく願いいたします。

<周知事項1> 2021年 夏休み まつもと子どもクイズ～学ぼう旧開智学校～」の放送について

教育長 はい、ご意見、ご質問はありますでしょうか。こんなことも載せてもらいとか何かあれば。

橋本委員 別件でいいですか。

教育長 はい。

橋本委員 教えていただきたいのですが、先日の新聞情報で、コロナ禍における子どもの身体の変化ということで、最近、視力が低下しているとか、肥満が増えているとか出ていましたけど、その調査には松本も含まれているのですか。

教育長 違うと思います。抽出だと思います。

橋本委員 そういうコロナ禍で子どもの身体が以前と比べてこれくらい変わってきてるという情報に対する教育委員会としての問題意識はお持ちですか。

教育長 学校から随時事故報告というものが挙がってきますが、例えば部活とかに限らず転んだときに手をついて手を骨折してしまうとか、バランスを取ることが難しくなっているとか、ちょっとしたことで骨折しやすいとか、その事故報告が1.4倍ぐらいとなっているようですので、まとめてどこかでご報告ができればと思います。これから検証が必要だとは思いますが、明らかに去年1年、割と活動的になれなかったということの影響がここに来て出てきているのではないかということが言われております。

橋本委員 すると、新聞に出ていたのは、サンプル調査であって悉皆的に全学校でやられている訳じゃないということですね。

佐藤委員 長野県は、痩せ型と肥満が両極化しているという記事ですよ。最近でしたよね。

教育長 今日か昨日。

橋本委員 私は日経で読みました。

サンプルですね。だから松本市が入っているとしても、おそらくいくつかの学校が入ってるだけですね。

教育長 それは確認しないと、私たちが認識してないだけかもしれないので。

福島委員 各学校でやっている身体検査は、今年実施されているのでその情報は各学校が持っているはずなので、そこから健康を見るというのはすぐできると思いますけど。

橋本委員 特にですね、オンライン授業とか、今オンラインに力を入れていくと、どうしても視力に跳ね返っていくので、オンライン授業とかタブレットを使った授業が増えていく傾向の中で、改めて注意を喚起する必要があるかもしれないですよ。肥満のほうはよく分からないけど。

教育長 今おっしゃられた視力のことについては以前から話がありまして、子どもたちにG I G A端末を使うに当たっての注意事項のところに目を1時間ごとに何分休ませようということを保護者通知も一緒に行っています。ただ、視力の低下ということは全国的にももう少し前から課題にはなっていますが、これが一気に進むということは多分出てくるかなとは思いますが。

橋本委員 学校訪問の際に授業を見ても、結構な割合で教科書じゃなくて映像を使ったり、そういう画面を使うことが先生も増えてきていますよね。

福島委員 手をつかなくて何か変なところを骨折するみたいことは、前の赤羽教育長のときもそういう事故が増えているというのを聞いていますので、傾向としては身体能力の低下というのはずっとあると思います。

教育部長 今朝の信濃毎日新聞です。

教育長 20年度学校保健統計。20年度ということは去年の6月ということですね、

小柳委員 今、福島委員がおっしゃっていたように、今年のデータは学校が持っていると思います。視力の悪化については、そのオンラインによるものだけでなく、問題になっていると思います。

佐藤委員 ここには1979年度から悪化傾向が続くというふうに書かれています。

教育長 分かりました。これも今年の健診の集計をしていると思うんですけども、どこかで子どもたちの体への影響について確認していく必要がありますね。

橋本委員 そうですね。問題意識を持っておかないと、子どもの健康に関することなので。非常にプライオリティーが高いと思います。

佐藤委員 現時点で学校だけではなくて、家庭での学習教材とか塾もどんどんタブレッ

トになってきていて、学校のみならずというところかなとは思いますが。もちろんゲームの時間もですけれども。

教育長 スマホを見ているのもあると思います。

小柳委員 こういう時代になってくると、視力が落ちることは防げないという場面もあるように思います。スマートフォンを普及させたり、1人1台端末で授業するという流れでいけば、当然目を酷使していくことになります。それを回復する何かいい方法があればいいんですけど、これらの機器を使わないようにするということはもう無理だと思いますので、そうなると何か治療的な対策が必要になるような気がします。

教育長 でも単純なことですけど、GIGAのときの注意事項にある1時間たったら休むくせをつけておくということを、学校で先生たちが意識的に呼びかけるということは一定の効果があると思うので、基本的なことですが、そのようなことも必要だと思います。

子どもの健康に対する状況と、懸念される傾向というのがあるかどうかについては注視をして、どこかで報告をしていきたいと思っております。

それでは、本日予定されていた案件は以上になります。

事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

<その他>

事務局 「その他」について説明

閉会宣言

伊佐治教育長は、令和3年度第4回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後4時23分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

福島 智子

橋本 要人